

# 飛騨市建築物等における地域産材利用推進に関する基本方針

平成 24 年 11 月 20 日策定

令和 6 年 3 月 11 日改正

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定及び岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に基づき、飛騨市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、建築物等における木材の利用の目標、その他の利用の推進に関する必要な事項を定める。

## 第 1 趣旨

飛騨市が公共建築物等において率先して木材を利用することにより、脱炭素社会の実現へ貢献するなど、森林の有する公益的機能の発揮や再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などを目的に地域産材の需要創出を図る。

## 第 2 地域産材の定義

飛騨市内及び岐阜県内の森林から生産された木材をいう。

## 第 3 推進方針

### 1 市による推進

#### (1) 公共建築物等の木造化・木質化の推進

公共建築物は、広く市民の利用に供されるものであり、率先して地域産材の利用を推進する。また木造化を図ることが困難な施設については、内装等での木質化を推進する。

#### (2) 公共土木工事における木材利用の推進

公園、文化施設等自然環境や景観の配慮が求められる施設の整備にあたっては、極力地域産材の利用を図る。

#### (3) 備品等

市有施設における机、いす等の備品等において積極的に導入する。

### 2 飛騨市以外に対する取り組み

#### (1) 市以外への PR

市以外の者が行う建築物等の整備について、国・県の定める基本方針や本方針の趣旨を踏まえて、積極的な地域産材使用を働きかける。

#### (2) 地域産材の適切な供給の確保

林業や木材製造業に関わる者が互いに連携し生産性の向上を図り、産地や合法性等の証明された木材・木製品の安定的な供給体制の整備に取り組むことを促進するため、必要な施策の推進を図る。

### (3) 市民への普及啓発

公共建築物等での木材の利用促進に取り組むことを通じ、市民に対して木の良さの普及啓発に努め、地域産材の利用促進の意義について分かりやすく示すことにより、民間における地域産材の需要拡大を図る。

## 第4 市が整備する公共建築物等における地域産材利用の目標

### (1) 公共建築物における地域産材の利用

市が新築・増築・改築する公共建築物において、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物等において、原則として地域産材による木造化を図る。また建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解析状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては地域産材による木造化を図るよう努める。また、高層・低層に関わらず市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分について、内装の木質化に努める。

### (2) 土木工事における地域産材の利用

土木工事においても、景観・周辺等との調和などの面から木材の使用が適当な場合、原則として地域産材の使用に努める。

### (3) 備品等

市が所管する公共建築物等における備品等の導入に当たって、可能なものについては地域産材を使用した製品の導入に努める。

### (4) 産地や合法性等の明らかな木材の利用

地域産材をはじめとした木材の利用に当たっては、産地や合法性等が証明された木材の使用に努める。

### (5) 地域産材利用に取り組むべき範囲

市が取り組むべき木材利用の基準については、別途「飛騨市公共施設等における地域産材取り組み方針」に定める。